

# 色覚検査表<sup>1)</sup>だけで 決めないで!



## 2024年7月1日から 鉄道運転免許の受験資格が 見直されました<sup>2)</sup>

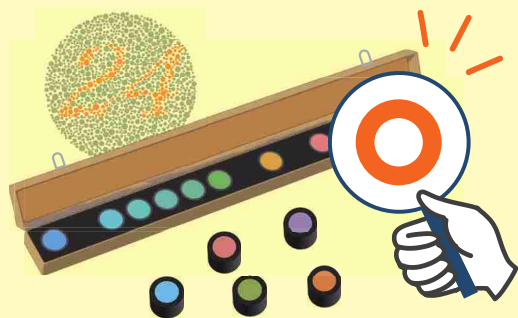
鉄道運転免許に必要な色覚が「正常であること」から「操縦に支障を及ぼすと認められる異常がないこと」に改定されました。色覚検査表の結果で不可とされた人でも「パネルD-15テスト<sup>3)</sup>をパスすれば正常とする」という基準が加わりました<sup>4)</sup>。色覚検査表で「異常」と判定された人の約半数はパネルD-15テストにパスするため、実質制限が緩和されたことになります。

- 1)「石原式検査表」などモザイクから数字等を読み取らせ「色覚異常」の疑いを検出する色覚検査器具
- 2)「動力車操縦者運転免許に関する省令の一部を改正する省令」2024年7月1日公布
- 3)色覚検査の一つで「色覚異常」の程度を強度と中程度以下に二分化できる
- 4)免許申請時に提出する身体検査を行う医師に示した『マニュアル』に記載

## 航空、船舶、そして鉄道も

以前から航空パイロットや船舶航海士はパネルD-15テストをパスすれば免許取得可能でした<sup>5)</sup>。今回の改正で航空・船舶・鉄道すべての免許が色覚検査表の結果で判定しないことになり、法に残っていた「(色覚)正常」の語はなくなりました。

- 5)船舶機関士や通信士、小型船舶等は、それぞれの業務で実際に使用する色を示した検査で判断することもある



## 色覚検査表で「異常」と判定されても 大半は支障なく業務を行えます

検査表で「色覚異常」と判定された人の不合理な採用拒否は、まだ数多くあります。また、「色覚異常」と判定された児童生徒やその保護者に、それだけで「○○にはなれない」と誤ったアドバイスをしてしまう事例も少なくありません。厚生労働省は採用選考時に不必要な色覚検査が行われていることを問題視し、「色覚異常と判定された人でも大半は支障なく業務を行うことが可能」として事業所等へ指導を行なっています<sup>6)</sup>。

- 6)雇入時健康診断の色覚検査が廃止された2001年以降、毎年『雇用主の皆さんへ』等により指導を継続している

